

京都外国語大学 大学院研究生規程

(目 的)

第1条 京都外国語大学大学院学則第50条第2項の規定に基づき、大学院研究生（以下「研究生」という。）に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 研究生とは、国内外の出身を問わず願い出により、特定の専門事項について研究を許可された者をいう。

(研究期間)

第3条 研究期間は、1年間又は半年間とし、本学の学年暦に準ずる。ただし、継続して研究を希望する者は、研究期間が終了するまでに研究科長に願い出て、許可を得なければならない。

(出願資格)

第4条 出願資格は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (3) その他、研究科会議で認められた者

(出願書類)

第5条 研究生となることを希望する者は、別表1の選考料を納入のうえ、所定の期日までに、次の書類を添付し、教育支援部長を経て研究科長に願い出なければならない。

- (1) 申請書（本学所定用紙）

現に学校、官公庁またはその他の事業所に在職している者は、その所属長の出願許可を必要とする。

- (2) 調査書（本学所定用紙）
- (3) 最終出身学校の卒業・修了証明書〔卒業見込み・修了見込み証明書〕
- (4) 最終出身学校の成績証明書
- (5) 研究計画書（本学所定用紙）
- (6) 健康診断書（本学所定用紙）〔3カ月以内のもの〕
- (7) 写真（本学所定用紙に貼付）〔3cm×3cm〕2枚
- (8) 研究期間中、本邦在留資格を証明する書類〔日本に在留する外国人のみ〕

(出願時期)

第6条 出願の時期は、大学院研究生募集案内による。

(選考・許可)

第7条 所定の手続きにより出願した者については、書類審査のうえ、大学院教授会（以下「教授会」という。）の議を経て学長が入学を許可する。ただし、必要と認められる場合は、筆記試験・面接を行うことがある。

2 研究生の受け入れは、若干名とする。

(入学手続き)

第8条 審査のうえ、入学を許可された研究生は、別表2に定める研究指導料を、所定の期間内に納入しなければならない。

2 選考料、登録料、研究指導料については、別表1・2に定める。

3 京都外国語大学の卒業生は、登録料を半額とする。

4 別表2に定める選考料、登録料、研究指導料の納入期間は次のとおりとする。

分納（春学期分）又は全納（一年度分） 4月1日から4月20日まで

分納（秋学期分） 10月1日から10月20日まで

(研究生証)

第9条 入学を許可された研究生には、研究生証を交付する。ただし、学生旅客運賃割引証及び通学証明書は交付しない。

(施設・設備利用)

第10条 研究生は、本大学院の関連施設・設備等を利用することができる。

(指導教員)

第11条 指導教員は、教授会の議を経て、学長が承認する。

(研 究)

第12条 研究生は、指導教員の指導のもと、研究に従事しなければならない。

(研究報告)

第13条 研究生は、自己の研究課題に従って研究し、その成果を指導教員に報告しなければならない。
2 指導教員は、研究生の研究期間が終了後、1カ月以内に研究指導報告書を研究科長に提出しなければならない。

(履修科目)

第14条 研究科長は、研究上有益と認める大学院の授業科目2科目を上限として、受講を許可することができる。ただし、受講した科目の単位認定はしない。

(科目等履修)

第15条 研究生が受講を許可された授業科目以外の履修を希望する場合は、科目等履修制度の手続きに従い、科目等履修生として受講することができる。

(準用する規程)

第16条 研究生に関して、この規程に定めのないものは、大学院学則を準用する。

(改 廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(平成9年4月1日制定、平成17年3月12日改正、平成20年3月10日改正、平成27年3月8日改正、令和6年3月5日改正)

別表1

選 考 料
10,000円

別表2

登 録 料	研 究 指 導 料
20,000円	120,000円(1ヵ年)
	60,000円(1学期)